午後２時００分　開会	
議長	ただいまの出席委員は１１人中８名です。定足数に達しております。第２１回新城市農業委員会を開会します。 日程第１の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 （異議なし）
議長	異議ないものと認め指名いたします。 ５番委員、６番委員　にお願いします。 次に、日程第２の議案の審議を行います。
議長	それでは、第９９号議案の農地法第３条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第９９号議案について説明いたします。議案書２ページをご覧ください。所有権移転７件、使用貸借件設定１件です。お手元の「農地法第３条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、３ページをご覧ください。 申請番号１番 譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は共に7年、年間従事予定日数は200日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で1～2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は6,385.30㎡です。権利取得後は、水稲・栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号２番 譲受人の義実家の農地を引き継ぐためのため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は共に50年、年間従事予定日数は共に300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で1～3分と徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は9,906.00㎡です。権利取得後は、蔬菜・根菜・水稲の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号３番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・父・母・兄がおり、農作業歴は30年・57年・59年・32年、年間従事予定日数は360日・250日・200日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は28,011.00㎡です。権利取得後は、露地・ハウス野菜（いちご）の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号４番 譲受人の新規就農のため、無償譲渡により所有権移転をするものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴はともに10年であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,582.91㎡です。権利取得後は、水稲の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号５番 譲受人の新規就農ため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は0年ですが、祖母や叔父に教えてもらいながら作業をする予定です。年間従事予定日数は共に100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具については実家所有のもとを使用する予定で

	す。申請地は耕作者の実家から徒歩で 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は384.00 ㎡です。権利取得後は、柿の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号６番 譲受人の親の農地を引き継ぐため、30 年間の使用貸借件設定をするものです。 農業従事者は、本人・祖母・父がおり、農作業歴は１年・３年・３年、年間従事予定日数は 150 日・300 日・150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,412.00 ㎡です。権利取得後は、里イモ、ジャガイモ等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号７番 譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は１０年で、年間従事予定日数は２０８日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で１分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は5，266 ㎡です。権利取得後は、里芋を始め多品種少量の季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号８番 譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人のみですが、手が足りない部分はシルバー人材センターに委託する予定です。新規就農ですが農作業歴は２年で、祖父が専業農家であり、そこで手伝いを２年間行っていました。年間従事予定日数は２８０日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具については、所有はしていませんが、隣家や実家の農機具を借りるということです。申請地は耕作者の自宅から徒歩で１分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は3，515 ㎡です。権利取得後は、水稲、芋類、葉物類、豆科類の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上、申請番号１番から８番について、許可基準の各号の制限には該当しないと考えますので、許可することを原案といたします。 第９９号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
農業委員	申請番号８番について、荒れており娘一人で処分を検討していた農地でした。譲受人は自宅をすでに購入済みであり、居住されています。自然農法を中心に自宅周辺で農業を営まれます。
議長	新規就農ですよね。若い方ですし、良いことだと思います。
農業委員	申請番号３番についてですが、いちごをハウス栽培するということですが、現地確認したところ、温室のようなもので天井も高いです。まだ中に機具も入っているし、木もある。撤去して栽培するとのことですが、暖房代もかかると思うので、ハウス内にトンネルハウスを作る仕様になっていました。この方は、牛を飼育されていますが、イチゴ栽培をされるのでしょうか。
事務局	畜産農家でありますが、事前審査会時に、畜産だけに集中するのではなく、イチゴを栽培することで経営のリスクを分散させるという旨の話を伺っております。まだ５０歳で若いので、ご家族も農業をされていますし、人手もあるので新しいことに挑戦していきたいということでした。
議長	ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。

推進委員	申請番号３番の案件ですが、登記地目が畑で面積が狭小な場所もあるようですが、水稲をされるということで、耕作可能なのでしょうか。(かつて畑の場所だと畔などはないので)
事務局	現状荒れてしまっている状況です。譲受人が水稲をしたいとのことです。 建設業の方に整地をしてもらう予定で、早くて来年度からの耕作を目標としています。お金をかけて整備をしていきますとのことです。
農業委員	外注する建設業の会社の従業員は、実際に農業をしているので、農地の整地をするのはできるかと思います。
議長	水稲をされるということですね。それでは、採決を取りたいと思います。第９９号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第１００号議案の農地法第４条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	第１００号議案について説明させていただきます。議案書５ページをご覧ください。転用１件です。議案書６ページをご覧ください。 番号１番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件ですが、当該地は店舗、住宅、および駐車場として利用されています。既存の駐車場用地が手狭になり、新たな用地を確保するために土地利用状況を確認したところ、利用している土地が宅地部分にとどまらず、自己所有の農地や所有地以外の農地にまで越境していることが判明しました。そのため是正を兼ねて、４条と５条の転用申請を同時に行うものです。農地法上の手続きを行わずに整備していたころから、始末書が添付されています。 農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第２種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。 「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第２種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、宅地、駐車場用地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われます。 以上、第１００号議案１件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	発言もないようですので採決を取りたいと思います。 第１００号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
事務局	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第１０１号議案農地法第５条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局	第１０１号議案について説明させていただきます。議案書７ページをご覧ください。 所有権移転３件、賃借権設定２件の計５件です。 議案書８ページをお開きください。お手元の区分表にそって説明致します。 申請番号１番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。 農地区分は、区分表の第２種農地③「市街地に近接し、一団となる農地の規模が１0ha 未満に属する農地」と判断しました。判断しました。「農地以外の土地や第３種農地などを確保できなかったこと」から第２種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、小堤を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 申請番号２番。賃借により、資材置場に転用するものです。 農地区分は、区分表の第２種農地③「市街地に近接し、一団となる農地の規模が１0ha 未満に属する農地」と判断しました。判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第２種農地の許可基準を満たします 次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定しており、被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整済であります。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 申請番号３番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。 農地区分は、すべて区分表の第２種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第３種農地などを確保できなかったこと」から第２種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、すべての案件が敷地内浸透を予定していますが、浸透側溝を設け、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。また、経産省より小売電気事業者認定された事業者と売電契約が締結なされています。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます 申請番４番。賃借により、駐車場へ転用するものです。農地法の許可を得ずに雑種地として利用していたことから、地権者より始末書が添付されております。 農地区分は、区分表の第３種農地③「住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしていく区域にある農地」と判断しました。第３種農地でありますので、「許可ができる」ものとなります。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われます。 申請番５番。前議案で説明しました案件と関連しており、越境利用していた農地に関するものです。 売買により宅地敷地、駐車場へ転用するものです。により、祭札用工作物等を設置する資材置場へ転用するものです。農地法の許可を得ずに宅地敷地、駐車場として利用していたことから、始末書が添付されております。 農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第２種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第２種農地の許可基準を満たします 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、資材置場としての転

	用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われます。
事務局	以上、第１０１号議案５件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
事務局	申請番号３番の工期ですが、令和７年４月３０日までは誤りで、正しくは令和８年４月３０日です。失礼いたしました。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。では、採決を取りたいと思います。
議長	第１０１号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第１０２号議案の事業計画変更承認願いに対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	第１０２号議案について説明させていただきます。議案書１０ページをご覧ください。 変更１件です。 議案書１１ページをご覧ください。 申請番号１番。申請者、申請地記載のとおり。 申請者は令和６年１月に一時転用の許可を得て、当該地にて湿田のかさ上げを目的とした残土埋立を行っております。今般の願出事由は工期変更に伴い、許可期限１年間から３年間に延長するものです。 変更後の事業ですが、従前と変わらずに埋立を行います。 他法令は調整済であり、排水方法・日照等に問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 以上、第１０２号議案１件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。では、採決を取りたいと思います。
議長	第１０２号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第１０３号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規

	定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定及び第１８条第１１項に基づく要請について上程します。 　事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第１０３号議案について説明させていただきます。議案書１２ページをご覧ください。 　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。 使用貸借権設定 16 件、賃借権設定 5 件です。そのうち、新規案件 15 件、新規案件である相対契約の更新が 3 件、再貸付（中間管理機構にすでに貸付されており、１年以内の耕作者の変更）が３件です。新規案件のみ読ませていただきます。 議案のとおり説明。 申請番号２番、３番、１４番については、地域計画区域外の農地となっています。 今後は原則として、地域計画区域外の農地は、中間管理機構を通した貸し借りができないこととなっていますが、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、市に意見を聞き、意見がなければ、農業委員会が中間管理機構に要請行うことで、農地の貸し借りを行うことができます。 新城市の地域計画担当より「意見なし」と６月１８日付にて回答いただいておりますので、農業委員会から愛知県農業振興基金へ要請してもよいかを審議いただきます。 申請番号２番、３番、14 番以外につきましては、地域計画区域内の農地のため、今までと同様、新城市が促進計画案を作成し、農業委員会へ意見を聞くことになっています。計画案に対し、「同意する」旨の意見を付すことに対して審議をお願いします。 　以上、番号１番から２１番につきましては、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており賃貸借権の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第１０３号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 　説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 　担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 　発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第１０３号議案について、原案のとおり意見の決定及び要請について適当であるとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第１０４号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 　事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第１０４号議案についてご説明いたします。 議案書１６ページをお開きください。農用地編入１件と除外が２件になります。 １７ページをご覧ください。合わせて、別添の農用地区域の位置図等の資料とご覧下さい。 　番号１番、別添資料は１ページからになります。 申し出者申し出地は記載のとおり。この案件は、県営農地環境整備事業としまして、令和８年より令和１３年までの５年間を予定し、既存の農用地を含めた１１ヘクタールのほ場整備を行うにあたり、新たに２１，７６９㎡を農用地として編入するものになります。 参考として、別添資料の３頁に対象地全域の既存農用地と編入区域等を示したものを、４頁以降に各位置図を拡大したものを添付しております。

	続きまして、番号２番、別添資料は１４ページからになります。 申出者、申出地記載のとおり。この案件は、布里地内の田２筆、１３２㎡を会社の通路敷兼駐車場として申請するものです。 申出者は平成２９年に創業し、山林及び流木の管理、販売を行っている会社になります。経営も順調であり、近年では新事業として伐採・間伐をした木材を利用した家具・建具の製造販売も行っており、令和６年より関連会社が所有する工場を借りて、操業をしています。 今回の申請は、県道から工場敷地までの通路が狭いため、中型トラックでの搬入・搬出ができるようにすること。また、従業員の増員計画に合わせ、駐車場を３台分確保するために申請をされたものです。 なお、当該地は平成元年頃より所有者が近隣住民に貸しており、既に通路及び駐車場の状態になっています。別添資料の２１頁に参考として現況の写真を載せております。 今回、是正を兼ねた申請となっており、所有者からの始末書が添付されています。 申出者が当該地を取得後も、現状のまま利用するとのことです。 申出地は集落に接続し、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。 続きまして、番号３番、別添資料は２４ページからになります。 申出者、申出地記載のとおり。この案件は、一鍬田地内の原野４筆、３，６３５㎡の除外申請です。 当該地は令和６年に非農地決定をした土地であり、農地法上の縛りを受ける土地ではありませんが、農振農用地ではあるため、今回、除外申請がされました。 参考として非農地決定通知書の写しを別添資料２９頁につけております。 今回の除外目的となっている土地造成を行うにあたり、周辺の土地も山林原野化が進んでおり、当該地を農振農用地から除外しても周辺に影響を与えるものではないと考えます。 以上のことから第１０４号議案については、編入及び除外の申出について適当であるを原案といたします。以上で説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
推進委員	申請番号１番について、面積が別添資料と異なると思うのですが、どちらが正しいですか。
事務局	正しくは、別添資料のとおりです。田 6,773 ㎡、畑 5,128 ㎡、その他 9,868 ㎡で計 21,769 ㎡です。修正をお願いします。
議長	申請番号２番については、農地法４条申請はでているのですか。
事務局	農振農用地の除外を経た段階で、事前に愛知県からの見込みがあると判断された場合、農地法５条の申請が出てくるものかと思います。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第１０４号議案について、原案のとおり編入及び除外の申し出について適当であるとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 （議案書のとおり説明）
議長	説明が終わりました。

	報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議長	これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第２１回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。 午後３時００分議長は本会の閉会を宣した。